

新 聞 発 表

平成 13 年 9 月 4 日

財 務 省

経済産業省

農林水産省

ねぎ、生しいたけ及び畳表に関するセーフガード調査
において表明された意見及び再意見について

標記の件に関し、緊急関税等に関する政令第 6 条第 1 項及び貨物の輸入の増加に際しての緊急の措置等に関する規程第 14 条第 1 項の規定に基づき、利害関係者からの意見表明を求めたところ、平成 13 年 4 月 27 日までにのべ 3,227 件の意見が表明され、加えて、提出された意見に対する意見を受け付けたところ、8 月 5 日までにのべ 6,520 件の再意見が表明された。(概要は別紙 2 のとおり)

別紙 1

意 見

再 意 見

ね ぎ

提出者	件数
生産者(含団体)	1,124
販売者(A コープ、JA 等)	111
消費者(含団体)	5
その他	9
合計	1,249

提出者	件数
消費者(含団体)	2
合計	2

生しいたけ

生産者(含団体)	252
輸出業者(含団体)	1
販売者(A コープ、JA 等)	110
消費者(含団体)	5
その他	11
合計	379

生産者(含団体)	7
消費者(含団体)	119
合計	126

畳 表

生産者(含団体)	1,476
輸入業者(含団体)	4
販売者(A コープ、JA 等)	5
その他	114
合計	1,599

生産者(含団体)	4,254
輸入業者(含団体)	63
輸出業者(含団体)	37
販売者等	2,036
消費者(含団体)	2
合計	6,392

本件に関する問合せ先

・財務省関税局関税課企画1係

電話) 03-3581-8012

・経済産業省貿易経済協力局貿易管理部特殊関税等調査チーム

電話) 03-3501-3462

・農林水産省総合食料局国際部国際調整課貿易企画班

電話) 03-3502-8618

○意見及び再意見の概要

(別紙2)

(1)ねぎ

1 生産者

内容	提出者	件数
セーフガードを発動すべき	全国農業協同組合中央会	1
ねぎの輸入増大によって、国内生産者は甚大な損害を被っており、多くの消費者が望む安全で安心な農産物の安定供給が困難となるだけでなく、多面的機能を有する農業の存立自体を危うくさせる事態となっている。	全国農業協同組合連合会	1
セーフガードを発動すべき	農業協同組合(地域)	133
ねぎの輸入増大による国産ねぎの暴落は明白であり、価格低迷により生産農家の経営は急激に悪化し、無秩序な輸入がこれ以上続けば、農業を続けることはできない状況。このままでは、消費者が求める国産野菜を生産することは不可能。	生産者個人	987
セーフガードを発動すべき	農業協同組合(地域)	1
農業経営安定のため、水稲単作経営から野菜へと複合経営への転換を推進してきたところ、輸入急増による国産ねぎ価格の暴落のため農業経営は限界。		
セーフガードを発動すべき	生産者個人	1
生産農家の高齢化、人手不足に伴い、期間集中型作物(軟弱野菜等)から年一作の作型作物であるねぎ栽培に変わる農家が増加している。年一作のねぎ栽培では面積の増加により、経営を維持する必要有り。そのため、高齢者でも手間のかからない植付機等を導入し、経費が増加している状況。		

2 販売者

内容	提出者	件数
セーフガードを発動すべき	Aコープ(店舗)	71
安全、安心な国産食料等を将来にわたって安定的に供給することが重要と考える。輸入野菜の急増により、将来的に消費者が求める国産農産物等の確保が危惧される状況。	JA(店舗)	39
	直販所	1

※提出された意見表明のうち、販売が確認できなかった者として、JA(店舗)8件の意見の提出があった。
(集計表においては「その他」に計上)

3 消費者(含む団体)

内容	提出者	件数
セーフガードを発動すべき	消費者団体連絡会(県)	1
埼玉県的主要野菜であるねぎについて、平成10年以降輸入が急増し、出荷時期も県産と重なり、価格も半値で出荷されているため、県産ねぎの価格を大幅に下げている。消費者団体としても、国内自給率の向上、食料の安全保障の確保、農業の多面的機能の維持を図るために、セーフガードは必要。		
セーフガードを発動すべき	生活協同組合(県)	1
①輸入増大による野菜価格の暴落は農産物の再生産を困難にし、食料自給率の低下に拍車。②これは農業経営安定化と活性化の下に農業後継者の育成を図ろうと産直運動などを推進している生協の取り組みにも逆行。③食品の輸入に係わる行政などの安全性チェック体制が充分とはいえない現状で、無秩序な輸入がつづくことは、食品の品質・安全性の管理とその予防措置の徹底を望む消費者の願いがかなえられないこととなる。		
セーフガードを発動すべき	生活協同組合(県)	3
消費者の最も大きな要求は「食やくらしの安全・安心」である。このままでは、私たち、消費者が求める安全で安心できる国産野菜を消費することが不可能となってしまふ。		
発動要件を満たせば、発動は基本的には問題ないが、確定措置の発動は避ける方針で中国との外交交渉に力を注ぐべき。	全国消費者団体連絡会	1
一般セーフガードはGATT第19条、セーフガード協定によって認められている措置である。したがって、発動要件を満たせば、基本的に問題はなく、強いて反対するものではない。		
セーフガードは暫定的措置であるにもかかわらず、今回の発動に当たってはそれが目的のように扱われていた。国内における政策の検討こそが先行されるべきであった。		

中国との交渉は十分に行われたのであろうか。確定措置の発動は避ける方針で外交交渉に力を注ぐべきである。		
食料自給及び国内産業の擁護という意味では、セーフガードはやむを得ない	消費科学連合会	1
国家的立場からは自給は当然考慮する必要があるが、企業の営利を目的とした他国への働きかけによる輸入過剰から他国との軋轢を呼ぶこと必至のセーフガードを発動せざるを得ないとしたら、そうした企業に責任はないのか。単に自国内の自給だとか自国内産業の擁護という意味では、セーフガードやむなしというところ。農産物に関しては自給を阻害し、他国の人々にあらぬ期待を持たせるような経済活動はあってはならない。		

4 その他

内容	提出者	件数
セーフガードを発動すべき	労農市民会議(県)	1
ねぎの輸入増大による国産ねぎの暴落は明白であり、価格低迷により生産農家の経営は急激に悪化し、無秩序な輸入がこれ以上続けば、農業を続けることはできない状況。このままでは、消費者が求める国産ねぎを生産することは不可能。		

 は再意見表明のもの

(2) 生しいたけ

1 生産者

内容	提出者	件数
セーフガードを発動すべき	全国農業協同組合中央会	1
生しいたけの輸入増大によって、国内生産者は甚大な損害を被っており、多くの消費者が望む安全で安心な農産物の安定供給が困難となるだけでなく、多面的機能を有する農業の存立自体を危うくさせる事態となっている。	全国農業協同組合連合会	1
セーフガードを発動すべき	農業協同組合(地域)	57
生しいたけの輸入増大による国産しいたけの暴落は明白であり、価格低迷により生産農家の経営は急激に悪化し、無秩序な輸入がこれ以上続けば、農業を続けることはできない状況。このままでは、消費者が求める国産野菜を生産することは不可能。	生産者個人	173
	森林組合(地域)	3
セーフガードを発動すべき	農業協同組合(地域)	1
農業経営安定のため、水稲単作経営から生しいたけとの複合経営への転換を推進してきたところ、輸入急増による国産生しいたけ価格の暴落のため農業経営は限界。		
セーフガードを発動すべき	生産者個人	3
しいたけ栽培の原料は、クヌギ林などの広葉樹であり、クヌギ原木は伐採しても適正な管理を施せば再生可能な原木として維持することができる。しいたけ栽培に安心して取り組むことができれば、森林の保全はもとより水源かん養・国土保全につながる。	森林組合(地域)	1
	椎茸出荷組合(地域)	1
	特用林産協会(地域)	1
セーフガードを発動すべき	生産者個人	14
中山間地域における重要な農林産物であるしいたけの生産減少は、地域の農林業振興に深刻な影響を与える。国内自給率の向上、食料の安全保障の確保、農業の多面的機能の維持を図るために、セーフガードは必要。	農業協同組合(地域)	2
	(社)特用林産振興会(地域)	1

2 輸出国側生産者、輸出業者

内容	提出者	件数
セーフガードの発動に賛成であるが、関税割当方式については異議あり	中国の生産者、輸出者、輸入者(連名)	1
日本のみならず、中国でもシイタケは大暴落しており、産地も立ち行かない状態。発動を機会に好転していくものと期待。しかしながら、このような事態の原因は日本の商社の「行きすぎた商行為」にある。現行の暫定措置で行った関税割当の方式は商社の既得権益を保護するもの。本措置の場合においては、生産者の自主販売権を確立すべき。		

3 販売者

内容	提出者	件数
セーフガードを発動すべき	Aコープ(店舗)	73
安全、安心な国産食料等を将来にわたって安定的に供給することが重要と考える。輸入野菜の急増により、将来的に消費者が求める国産農産物等の確保が危惧される状況。	JA(店舗)	36
	直販所	1

※提出された意見表明のうち、販売が確認できなかった者として、JA(店舗)10件の意見の提出があった。
(集計表においては「その他」に計上)

4 消費者(含む団体)

内容	提出者	件数
セーフガードを発動すべき	消費者団体連絡会(県)	1
生しいたけは、年々輸入量が増加し、出荷時期も重なり、価格が県産の4割で出荷しているため、県産生しいたけの価格を大幅に下げる要因となっている。消費者団体としても、国内自給率の向上、食料の安全保証の確保、農業の多面的機能の維持を図るために、セーフガードは必要。		
セーフガードを発動すべき	生活協同組合(県)	1
①輸入増大による野菜価格の暴落は農産物の再生産を困難にし、食料自給率の低下に拍車。②これは農業経営安定化と活性化の下に農業後継者の育成を図ろうと産直運動などを推進している生協の取り組みにも逆行。③食品の輸入に係わる行政などの安全性チェック体制が充分とはいえない現状で、無秩序な輸入がつづくことは、食品の品質・安全性の管理とその予防措置の徹底を望む消費者の願いがかなえられないこととなる。		
セーフガードを発動すべき	生活協同組合(県)	3
消費者の最も大きな要求は「食やくらしの安全・安心」である。このままでは、私たち、消費者が求める安全で安心できる国産野菜を消費することが不可能となってしまう。	消費者個人	71

発動要件を満たせば、発動は基本的には問題ないが、確定措置の発動は避ける方針で中国との外交交渉に力を注ぐべき	全国消費者団体連絡会	1
一般セーフガードはGATT第19条、セーフガード協定によって認められている措置である。したがって、発動要件を満たせば、基本的に問題はなく、強いて反対するものではない。		
セーフガードは暫定的措置であるにもかかわらず、今回の発動に当たってはそれが目的のように扱われていた。国内における政策の検討こそが先行されるべきであった。		
中国との交渉は十分に行われたのであろうか。確定措置の発動は避ける方針で外交交渉に力を注ぐべきである。		
食料自給及び国内産業の擁護という意味では、セーフガードはやむを得ない	消費科学連合会	1
国家的立場からは自給は当然考慮する必要があるが、企業の営利を目的とした他国への働きかけによる輸入過剰から他国との軋轢を呼ぶこと必至のセーフガードを発動せざるを得ないとしたら、そうした企業に責任はないのか。単に自国内の自給だとか自国内産業の擁護という意味では、セーフガードやむなしというところ。農産物に関しては自給を阻害し、他国の人々にあらぬ期待を持たせるような経済活動はあってはならない。		
セーフガードを発動すべき		
国内自給率の向上、食料の安全保障の確保、農業の多面的機能の維持を図るために、セーフガードは必要。しいたけ産業は山の荒廃を防ぎ保全に一役かっている。	消費者個人	21
生産者は、高齢化・後継者不足のなか、大変な努力をしている。輸入品の急増により、価格が暴落すれば、再生産が不可能となる。	消費者個人	2
日本の土台を支えている農家の方々が苦しんでいる。農家を見放しては日本という国が土台から崩れる。農家に立て直しを図る時間とチャンスを与えるべき。国内生産を拡大するためには、採算ラインまで高める必要がある。	消費者個人	4
ただ安価であるとか、商業的利点のみで安易に輸入することは不安であること、食料品の自給率は確保すべきであることから、セーフガードは必要。	消費者個人	2
自国で生産できるにもかかわらず、商社の考え方が、値段のみに走ることで、生産者の生産意欲を削ぎ、我々消費者が自国の食料を口に出来ない方向に向かうのは容認できない。	消費者個人	2
輸入増大による野菜価格の暴落は農産物の再生産を困難にし、食料自給率の低下に拍車をかける。	消費者個人	3
農業経営安定化・活性化の元に農業後継者の育成を図ろうとする農業基本法、政策に逆行している。		
食品の輸入にかかわる行政などの安全性の管理とその予防措置の徹底を望む消費者の願いが適えられなくなる。		
生しいたけ生産者を含む中山間地域の人々は、その活動を通じて森林及び国土の保全に大きな役割を果たしており、中山間地域の衰退はこれらに大きな影響を及ぼす。中山間地域における重要な農林産物である生しいたけの生産減少は、地域の農林業振興に深刻な影響を与える。	消費者個人	11
中国は土壌もやせており、しいたけ用原木の伐採により、森林資源が枯渇してきていると聞く。中国の国土保全のためにも、営利のみを追及した過度なしいたけ栽培にブレーキをかけてほしい。	消費者個人	1

5 その他

内容	提出者	件数
セーフガードを発動すべき	労農市民会議(県)	1
生しいたけの輸入増大による国産しいたけの暴落は明白であり、価格低迷により生産農家の経営は急激に悪化し、無秩序な輸入がこれ以上続けば、農業を続けることはできない状況。このままでは、消費者が求める国産しいたけを生産することは不可能。		

は再意見表明のもの